

【日植防シンポジウムから】

ウメ輪紋病の根絶に向けた取り組み

吉備国際大学 農学部 あい の まさ たか
相 野 公 孝

はじめに

ウメ輪紋病は、核果類果樹に深刻な被害をもたらすと
して恐れられたウイルス病で、日本への侵入が警戒され
ている。2009年4月に東京都青梅市内でウメ輪紋病ウイ
ルス (*plum pox virus*, PPV) の感染樹が確認された (前
嶋ら, 2009; MAEJIMA et al., 2010)。植物防疫法に基づき、
2010年2月に「プラムポックスウイルスの緊急防除に
関する省令」(平成22年農林水産省令第4号)が施行さ
れた。また、2009年度からウメ輪紋病の全国調査が開
始され、翌年には滋賀県、大阪府、奈良県、埼玉県にも
発生が確認された。そのような状況の中で、2012年に
兵庫県においてもPPVの感染樹が確認され、2013年2
月から緊急防除を行うことになった。本稿では兵庫県
における2012~2021年緊急防除終了までの9年間の取
組み内容を紹介する。

I ウメ輪紋ウイルスとは

PPVは、植物防疫法実施規則の別表1に「まん延し
た場合に有用な植物に損害を与える恐れがあることが明
らかである有害植物」として記載されており、国内に侵
入が確認されれば緊急防除の対象となり得るウイルスで
ある。

PPVは1915年にブルガリアで発見され、1932年にウ
イルス病であることが確認された。以来、欧州、アフリ
カ、北米および南米、アジアの一部で発生が確認され
ている。寄主植物はサクラ節を除く *Prunus* 属の果樹 (ウ
メ、モモ、スモモ等)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、
ヨウシュイボタなどである。感染経路は、アブラムシ類
の吸汁による非永続的伝播 (GOYTIA et al., 2006)、
接ぎ木による伝播、感染苗木等の人為的な移動などが挙
げられる。種子や果実からの伝染は報告されていない。
ウメの病徴は葉に退緑斑点や輪紋が生じ (図-1)、気温



図-1 ウメ輪紋病の症状

の上昇に従って、新しく展開した葉には病徴が消失する
(中畝ら, 2015)。モモ、スモモでの被害は、感染すると
早期に果実が落下、果実が成長しても斑紋が現れ商品価
値がなくなるなど、大きな被害が知られている。ウメの
場合、これまでのところ果実には目立った症状は報告さ
れておらず、収穫が皆無になるような被害は発生してい
ない (西尾・鍵和田, 2015)。

PPVについて塩基配列の差異に基づいて8系統が確
認されている。国内で発生した株は、ほぼD系統であ
ることが判明している。

II 産地の立地条件および栽培の歴史

兵庫県では伊丹市を中心に、西は宝塚市、北は川西市、
南は尼崎市に、梅苗木生産地、花桃生産地が広がり、そ
れを左右に囲むようにして園芸造園業などの関連産業が
発達している (図-2)。本地域内には植木流通センター
などの流通拠点もあり、苗木は日本全国に出荷されてい
る。さらに北に面して果樹モモの生産園地が広がってい
る。本地域は都市部に非常に近く、大半は市街化区域で
あり、苗木生産地としては珍しい立地条件のもと、小さな

Eradication of *Plum pox virus* in Hyogo Prefecture. By
Masataka AINO

(キーワード: ウメ輪紋病, PPV, 緊急防除, 植物防疫法)